

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0401)

第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和4年7月5日 公開

| | | | |
|------|--|---------------|--------|
| 開催日時 | 令和4年7月5日(火) | 14時00分～15時00分 | |
| 開催場所 | 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室 | | |
| 開催状況 | 公益を代表する委員 | 出席 2 人 | 定数 5 人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
| 主要議題 | 1 栃木県最低賃金の改正決定について(諮問) 2 栃木県最低賃金専門部会について 3 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 4 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について 5 その他 | | |

| | |
|----------|-------|
| 議事録・議事要旨 | 議 事 録 |
|----------|-------|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ただ今から、令和4年度第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、令和3年度から引き続き、第53期の委員による第1回目の審議会です。</p> <p>議事までの間は、事務局において進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、労働者代表の笈沼委員の辞職に伴い新たに津村委員が御就任されておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>今年度におきましても、マスクの着用、手指の消毒、検温、アクリル板設置など、新型コロナウイルス感染防止対策に御協力をお願いいたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員、黒川委員、戸田委員が欠席。</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| | <p>委員 15 名中 12 名の出席があり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により 3 分の 2 以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果 10 名の傍聴申込みがあり、抽選の結果 8 名となったが 1 名欠席のため 7 名が傍聴することを報告。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 はじめに、栃木労働局長から挨拶を申し上げます。</p> |
| 局 長 | <p>労働局長の藤浪でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、「令和 4 年度 第 1 回栃木地方最低賃金審議会」に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、各委員の皆様方には、日ごろから、最低賃金行政をはじめ、労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>最低賃金の改正につきましては、先月、6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について官民が協力して引上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費・賃金・賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論する。」という内容が盛り込まれたところです。</p> <p>本日の審議会におきましては、栃木県最低賃金の改正決定について諮問させていただき、諮問後は、委員の皆様には御審議を重ねていただき、結論を出していただきますが、地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金」、更には「事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとされております。</p> <p>委員の皆様には、それら本県の状況を踏まえ御審議をいただき御答申をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今後の審議日程につきましては、例年通り 10 月 1 日改正発効とするスケジュールの関係から、タイトな日程となっております。</p> <p>暑さ厳しい中での集中的な御審議をお願いすることになりますが、最低賃金の改正手続きについては、国の重要な施策となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>次に、委員の皆様を公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>— 委員紹介 —</p> <p>事務局においても、一部職員が代わっておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>— 事務局紹介 —</p> <p>なお、令和4年度の審議におきましては、令和3年度に引き続き会長に太田委員、会長代理に黒川委員に御就任いただき、審議を進めていくこととなります。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきましては、会長にお願いいたしますが、本年度第1回目の審議会でありますので、会長より御挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 太田会長 | <p>昨年度に続き会長を務めます太田でございます。</p> <p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、「生計費」「賃金」「支払能力」の三要素で定めることとなっております。</p> <p>最近の情勢は、ウクライナ情勢、円安という形で輸入物価を中心に労働者側にとっても使用者側にとっても大変厳しい環境のもとで審議を行っていくことになると思います。</p> <p>栃木の最低賃金審議会におきましては、これまでも公労使の真摯な協議により全会一致で結審するという努力を承ってきたところです。</p> <p>本年度におきましても厳しい状況下ではありますが、全会一致で結審に至りますよう御協力いただきたくお願い申し上げます。</p> |
| 太田会長 | <p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>なお、審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定めにより行うこととします。</p> <p>最初に議題（1）「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。</p> <p>それでは、局長お願いいたします。</p> |
| 局長・会長 | <p>— 諮問文手交 —</p> |
| 太田会長 | <p>栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長より諮問文を受け取りました。</p> <p>事務局は、それぞれの委員に諮問文の写しを配付してください。</p> |
| 事務局 | <p>— 諮問文（写）を配付 —</p> |

| | |
|-------|---|
| 太田会長 | 事務局は、諮問文を朗読してください。 |
| 事務局 | — 諮問文を朗読 — |
| 太田会長 | 栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いします。 |
| 事務局 | — 資料説明 — |
| 太田会長 | 資料について、御質問などございますか。 |
| 各代表委員 | — 意見、質問等なし — |
| 太田会長 | 特に御質問などないようであれば、次に進みます。 議題(2)の「栃木県最低賃金専門部会について」ですが、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定において、審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされておりますので、専門部会を設置することといたします。 この専門部会の運営に関して、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。 この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | — 栃木県最低賃金専門部会運営規程（案）説明 — |
| 太田会長 | ただ今の専門部会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。 |
| 各代表委員 | — 意見、質問等なし — |
| 太田会長 | 特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程（案）について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | それでは、栃木県最低賃金専門部会運営規程について、原案どおり議決することといたします。 この規程は、本日より適用することとします。 お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和 4 年 7 月 5 日」の日付を記入してください。 続いて、同専門部会の決議事項についてですが、最低賃金審議会令 |

| | |
|-------|--|
| | <p>第6条第5項の規定により、審議会においてあらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することとしておりますが、いかがでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | — 従前どおり — |
| 太田会長 | 従前どおりとのお声がありましたので、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することによろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | <p>それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。</p> <p>続いて、専門部会委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | — 専門部会委員の推薦手続きについて説明 — |
| 太田会長 | <p>ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。</p> <p>なお、委員の推薦にあたりましては、ジェンダー平等の観点から女性委員の推薦について、御配慮をお願いしたいと思います。</p> |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |
| 太田会長 | <p>特に質問などなければ、次の議題(3)「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」に移ります。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | — 関係労使の意見聴取（公示）について説明 — |
| 太田会長 | ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。 |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |
| 太田会長 | 特に御質問などないようであれば、次に、最低賃金法第25条第5項及び第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。 |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>最初に、審議の場で聴取する方法についてですが、昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>— 昨年度は、第1回審議会で協議、第2回審議会で意見聴取、一人当たりの意見発表時間を5分程度、意見聴取全体の時間10分程度、発表要旨の資料は事前提出、複数の団体が希望された場合は会長に一任すること。 結果、意見書の提出は2団体お二人から意見発表が行われたことを説明 —</p> |
| 太田会長 | <p>ただ今の事務局説明のとおり、昨年度は第2回審議会において意見聴取が行われておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。 本年度においても、第2回審議会において実施する方向でよろしいでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | <p>— 異議なし —</p> |
| 太田会長 | <p>それでは、ただ今、実施することしました第2回審議会における意見聴取について、全体の発表時間、1人当たりの発表時間、発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いについて、公労使の代表委員は、それぞれ協議室に移動して、検討、協議をお願いしたいと思います。</p> <p>御意見については、協議終了後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順に御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | <p>— 異議なし —</p> |
| 太田会長 | <p>それでは、協議室での協議時間は5分程度として、検討、協議をお願いします。</p> <p>事務局は公労使のそれぞれの代表委員を、各協議室に案内してください。</p> |
| 各代表委員 | <p>— 協議室にて協議 —</p> |
| 太田会長 | <p>それでは、再開します。 協議結果を伺いたいと思います。 最初に、労働者代表委員よりご意見をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。</p> |
| 菊嶋委員 | <p>労働者代表としては、全体の発表時間を昨年同様10分間とし、一人当たりの発表時間は5分、発表資料は事前提出とし、複数の発表希望がなされた場合は会長一任とさせていただきたいと思います。</p> |

| | |
|-------|--|
| 太田会長 | 続いて使用者代表委員よりお願いいたします。 |
| 鈴木委員 | 使用者代表としても前年同様の取扱いで、発表時間については一人5分で全体で10分程度、発表要旨などは事前に提出いただき、申込者多数の場合は会長に一任したいと思います。 |
| 太田会長 | 最後に公益代表委員より意見をお願いいたします。 |
| 和田委員 | 公益代表としては、意見聴取の全体の時間は10分程度、一人当たりの意見発表時間は5分程度、発言要旨・資料については事前に提出していただくということになりました。 |
| 太田会長 | それでは、公労使それぞれの代表委員の御意見を取りまとめますと、本年度の審議における関係労使からの意見聴取については、従前どおり、意見聴取に係る全体の時間としては10分程度、意見発表者一人当たりの発表時間は5分程度として、意見要旨及び資料については事前に提出をしていただくということによろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | なお、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合ですが、この場合は、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | <p>それでは、事務局は第2回最低賃金審議会において、意見聴取が行えますよう準備をお願いします。</p> <p>続いて、実地視察についてですが、当審議会では、必要性や審議日程を勘案して、例年これを行っておりません、また、コロナウイルス感染症もまだまだ留意する必要がある、集団での行動は避けたほうが良いと考えております。</p> <p>つきましては、本年度の栃木県最低賃金の改正決定の審議に当たり、実地視察は行わないこととしてよろしいでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | <p>それでは、本年度の審議においても、従前どおり実地視察は行わないことといたします。</p> <p>次に、議題（4）の「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について」ですが、栃木県特定最低賃金の改正決定を求める申出に係る状況及び特別小委員会について、事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | — 特定最低賃金の改正決定を求める申出状況及び特別小委員会の設置について説明 — |
| 太田会長 | ただ今、事務局より説明がありましたが、何か御質問などございますか。 |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |
| 太田会長 | 特にないようであれば、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったときに、「改正決定の必要性」に関する調査審議を、専門的かつ効率的に行えるよう運営規程3条に基づき特別小委員会を設置したいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | それでは、特別小委員会を設置することといたします。 なお、委員の構成は、審議会委員の内から労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれ3名ずつと考えますが、いかがでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | それでは、この小委員会の委員については会長が指名することとされておりますので、特別小委員会の公益を代表する委員は、黒川委員、荻原委員と私、太田とさせていただきます。 次に労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、この場で協議いただくか、あるいは別室での協議時間は必要でしょうか。 |
| 各代表委員 | — 必要なし — |
| 太田会長 | それでは、労働者を代表する委員からお願いいたします。 |
| 菊嶋委員 | 労働者代表としては、中島委員、津村委員と私、菊嶋でお願いいたします。 |
| 太田会長 | 次に、使用者を代表する委員は、いかがでしょうか。 |
| 鈴木委員 | 使用者側としては、時庭委員、井上委員と私、鈴木でお願いいたします。 |
| 太田会長 | それでは、特別小委員会の委員は、公益代表委員が黒川委員、荻原委員と私、太田とし、労働者代表委員は中島委員、津村委員、菊嶋委員、使用者代表委員は時庭委員、井上委員、鈴木委員の9名の委員と |

| | |
|-------|---|
| | <p>させていただきます。</p> <p>次に、この小委員会の運営に関して、「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | — 特別小委員会運営規程（案）説明 — |
| 太田会長 | ただ今の特別小委員会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。 |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |
| 太田会長 | 特に御意見などないようであれば、特別小委員会運営規程（案）について、原案どおりとすることによろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | <p>それでは、特別小委員会運営規程について、原案どおり議決することといたします。</p> <p>なお、この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和4年7月5日」の日付を記入してください。</p> <p>次に、この特別小委員会は、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出書の提出を受け、それぞれの申出に関して「改正決定の必要性」を審議することになりますが、特に、丁寧な審議が必要となる特定最低賃金に係る産業については、その産業の関係労使の意見を聴く必要が生じる場合もあると思います。</p> <p>この場合は、各代表委員の申出により、関係労使のオブザーバーを参加させることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | それでは、この場合の必要性の判断や、オブザーバーとして参加させる関係労使の指名について、申出書の提出時期と特別小委員会開催までの期間が短いという事情がありますので、審議会運営規程第5条第3項により会長に一任いただくことによろしいでしょうか。 |
| 各代表委員 | — 異議なし — |
| 太田会長 | 次に、議題(5)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かございますか。 |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |

| | |
|-------|---|
| 太田会長 | 特にないようであれば、今後の審議会、専門部会、特別小委員会の日程等について、事務局より説明してください。 |
| 事務局 | — 日程等説明 — |
| 太田会長 | ただ今の事務局説明に、何か御質問などありますか。 |
| 各代表委員 | — 質問等なし — |
| 太田会長 | <p>特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向に注視の上、日程その他の必要な情報を、それぞれの委員へ速やかに御連絡をいただきたいと思います。</p> <p>最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p> |
| 各代表委員 | — 労使それぞれの代表委員で協議 — |
| 太田会長 | <p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>以上で、令和4年度第1回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。</p> <p>これをもって、閉会といたします。</p> |